

2020年5月

東奥信用金庫

法人口座を開設されるお客様へ

法人名義口座を悪用した投資勧誘詐欺等の犯罪が数多く発生し、社会的にも大きな問題となっております。当金庫ではこうした犯罪を未然に防止するため、新規口座を開設されるお客様に下記の事項についてお願いしております。

お客様にはご不便、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 口座の開設は最寄の支店にてお手続きをお願いします。

口座の開設は、お客様の主たる事務所の最寄の店舗にてお手続きをお願いします。主たる事務所が遠方の場合は、開設される口座のご利用目的をお伺いさせていただきます。また場合によっては口座の開設をお断りすることがあります。

2. 口座の開設に際して、以下の公的書類の原本をご提示願います。

- (1) 法人の履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- (2) 手続きにご来店いただく方の公的な本人確認書類（運転免許証 等※）
※有効期限のあるものは有効期限内のもの、それ以外は発行後6ヶ月以内のもの
- (3) 手続きにご来店いただく方が法人の代表権をもたれていない場合は、取引担当者であることが確認できる資料（法人の委任状等）

（ご提出頂いた書類は、コピー（写し）をとらせていただきます。）

3. ご確認させていただく事項

- (1) 事業の内容や口座を開設される目的
- (2) 法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能な個人の方に関する事項

4. ご留意いただく事項

- (1) お申込みから口座の開設までに数日を要することがあります。
- (2) 必要に応じて追加で書類のご提示をお願いする場合や、事務所等に電話や訪問をさせていただく場合があります。
- (3) 口座開設を行う際は、「犯罪収益移転防止法に基づく確認」、「外国口座税務コンプライアンス法に基づく確認」、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく届出」「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」が必要となります。
- (4) お申出にお応えできず口座の開設をお断りすることがありますので、予めご了承下さいませようお願いいたします。

（コピーした書類は、返却しませんのでご了承ください。）

以 上